

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年4月11日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

特定健診受診率向上事業における成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入可能性調査業務委託

(2) 業務目的

本業務は、令和8年度から令和10年度にかけて実施する特定健診受診率向上事業に関して、成果連動型民間委託契約方式（以下「PFS」という。）の導入可能性について調査することを目的とする。

(3) 業務内容

特定健診受診率向上事業に関して、PFSの導入可能性について調査する。

ア 社会課題解決のためのPFS導入の検討

特定健診受診率向上事業に関して、PFS導入に係る検討を行う。

イ 案件形成

民間事業者等とサウンディング等を実施し、PFSに係る成果指標及び支払条件を設定する。

ウ 民間事業者の選定・契約

民間事業者等とサウンディング等を実施し、民間事業者の選定・契約に必要な成果水準書や選定基準等を作成する。

エ その他

PFS事業実施後の展開への活用、事業資金確保及びその他、PFSに関する必要な事項を検討する。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、11,000,000円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び提案書を提出するために必要な要件

応募者は次の要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされていない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 国税及び地方税を滞納していない者

(4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (5) 静岡県から入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (6) 静岡県競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (7) 県又はほかの官公庁において、受注実績を有していること。
- (8) 健診・検診の受診率向上に関するPFS（可能性調査を含む。）の業務実績を有していること。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 配布場所及び配布方法

〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県健康福祉部健康局健康政策課

電話 054-221-2404

FAX 054-221-3291

メールアドレス kenkouseisaku@pref.shizuoka.lg.jp

上記で配布するほか、静岡県公式ホームページからダウンロード可。

静岡県ホームページ「PFSの導入可能性調査に係るプロポーザル」

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/kenkozukuri/proposal.html>>

4 参加表明書及び提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月30日（水） 午後5時 （郵送の場合は必着）

(2) 提出先

3(2)の配布場所に同じ。

(3) 提出方法

上記提出先まで持参又は郵送にて提出すること。

5 その他

- (1) 詳細は、「特定健診受診率向上事業における成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入可能性調査業務説明書」による。
- (2) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、3 (2)の配布場所に同じ。